

議題4（委員会決裁事項（規則第3条第7号））

教育委員会委員の辞職の同意について

陰山英男氏が委員を辞職することについて、同意する。

平成27年3月27日

大阪府教育委員会

<参考>

〔趣旨〕

平成27年3月27日付けで辞職の申し出のあった陰山英男氏の辞職について、同意する件。

〔根拠規定〕

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（辞職）

第十条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

七 前各号に掲げるもののほか、特に重要と認められる事項に関する事。

大阪府教育委員会通則

第三章 教育委員の辞職

第六条 教育委員が、法第十条の規定により知事及び委員会の同意を得ようとするときは、文書による辞職願を、委員会に提出しなければならない。